概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。		
分野	十二	十三	十四
関連する義務	警備業 内国民待遇（第二条）	運輸業 内国民待遇（第二条）	運輸業 内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 3　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものから名義書換えの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。		
分野	十五	十六	十七
関連する義務	運輸業 内国民待遇（第二条）	運輸業 内国民待遇（第二条）	運輸業 内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2　1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。